

(第 1 回) 最終) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 8 年 9 月 4 日
契約業者名	株式会社大気社 横浜支店
契約業者の住所	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-26-4
工事の名称	国際園芸博覧会政府出展展示施設（仮称）（25） 機械設備工事
工事場所	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町7449 番地 5 の一部
工事種別	暖冷房衛生設備
工事概要 (変更した内容について 記述する)	[西側建物] 空気調和設備、換気設備 変更一式 [東側建物] 空気調和設備、換気設備、給水設備、給湯設備 変更一式 [屋外] 給水設備、消火設備、ガス設備 変更一式
工期（自）	令和 7 年 1 0 月 2 8 日
工期（至）	令和 8 年 1 2 月 2 5 日
変更前の契約金額	6 1 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変更金額	4 0 , 7 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変更後の契約金額	6 5 6 , 7 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変更理由	1. 西側建物 1) 空気調和設備 ・相手庁との協議の結果、ユニット形空気調和機等の仕様及びダクトルートの見直しが必要となったため、空気調和設備を変更（増）する。 2) 換気設備 ・相手庁との協議の結果、全熱交換ユニットの仕様及びダクトルートの見直しが必要となったため、換気設備を変更（増）する。

	2. 東側建物 1) 空気調和設備 ・相手庁との協議の結果、ユニット形空気調和機等の仕様及びダクトルートの見直しが必要となったため、空気調和設備を変更（増）する。 2) 換気設備 ・相手庁との協議の結果、全熱交換ユニット等の仕様及びダクトルートの見直しが必要となったため、換気設備を変更（増）する。 3) 給水設備 ・現地精査の結果、給水管のルートの見直しが必要となったため、給水設備を変更（減）する。 4) 給湯設備 ・現地精査の結果、給湯管のルートの見直しが必要となったため、給湯設備を変更（減）する。 3. 屋外 1) 給水設備 ・現地精査の結果、給水機器の仕様の見直しが必要となったため、給水設備を変更（増）する。 2) 消火設備 ・現地精査の結果、消火機器の仕様の見直しが必要となったため、消火設備を変更（増）する。 3) ガス設備 ・現地精査の結果、ガス管のルートの見直しが必要となったため、ガス設備を変更（増）する。 4. 工期は元設計とおりとする。
--	--